

# お知らせ

## まちのデータ

(令和2年(2020年)3月末日現在)

人口 2万6,252人	交通事故発生件数 (3月中、物損含む)
男 1万2,414人	有田川町 48件
女 1万3,838人	死者0人 負傷6人
1万622世帯	湯浅警察署調べ

お問い合わせ  
電話番号



吉備庁舎  
金屋庁舎  
清水行政局

52-2111

城山出張所	23-0001
山生出張所	22-0351
出連出張所	22-0254
張絡出張所	26-0001
所所出張所	52-5356
ALEC (アレック)	52-4730

環境保健福祉センター	52-5384
セック急患診療所	52-7855
有田川町48件	52-4882
子育て支援センター	52-3055
有田川町少年センター	52-5474
	090-7966-1697
	52-8744

## 相談

### 5月の行政相談

5月20日(水)  
きび保健福祉センター  
13時30分  
～16時

問 総務課

### 空き家なんでも相談会

「売りたい」「活用したい」「どうやって管理しよう」など、空き家に関する、なんでも相談会を行政職員と専門家が無料で行います。

日時/5月26日(火) 13時30分～16時(完全予約制)

場所/有田振興局(湯浅町湯浅2355・1)

申し込み/①氏名 ②連絡先 ③相談内容——を電話・ファクス(64・1268)・窓口のいずれかでご連絡ください。

※登記事項証明書や戸籍関係など、持参できる資料があれば相談がスムーズです。

問 有田振興局建設部建築グループ

64・1209

## 住まい

### 不良空き家の除却にかかる補助金制度

住宅などの空き家で、倒壊などの恐れのある危険な建物を解体する所有者などに対し、撤去費用の一部を補助する制度です。

● 申請できる人

- ・ 空き家の所有者
- ・ 空き家の所有者の相続人
- ・ 空き家の所有者の同意が得られている土地所有者

● 補助対象となる空き家/町内にある個人所有の住宅で、町から不良空き家の認定を受けたもの(延べ床面積の半分以上を住居として使用していたもの)

※事前に不良空き家の認定を受ける必要があります。町が実施する住宅の不良判定で、評点が基準以上となる空き家が認定されます。

※同一敷地内に居住者がいない土地であることなど、条件があります。

● 補助金の額/除却費用の3分の2(上限50万円)

● 募集予定戸数/20戸程度(予算に達し次第締め切ります)

● 申請受付開始日/5月11日(月)

問 建設課(吉備庁舎)

## 合併処理浄化槽設置費補助金

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽を設置する方へ補助金を交付しています。

● 補助対象区域/公共下水道事業計画区域と農業集落排水整備地区を除く区域

● 申請受付期間/11月13日(金)まで

※必ず浄化槽の設置工事に着手する前に申請してください。

※予算の範囲内で補助金を交付します。予算がなくなり次第受け付け終了となります。

● 補助金の上限額

- ・ 5人槽/43万2000円
- ・ 7人槽/53万8000円
- ・ 8人槽以上/71万2000円

● 補助金受給要件

・ 有田川町に住居登録されていること、または工事完了後に居住する方であること

・ 個人住宅であること(店舗併用住宅は条件により含む)

・ 令和3年(2021年)3月31日までに設置工事を完了し、補助金に係る必要書類を提出できること  
・ 各町税を完納していること

問 下水道課